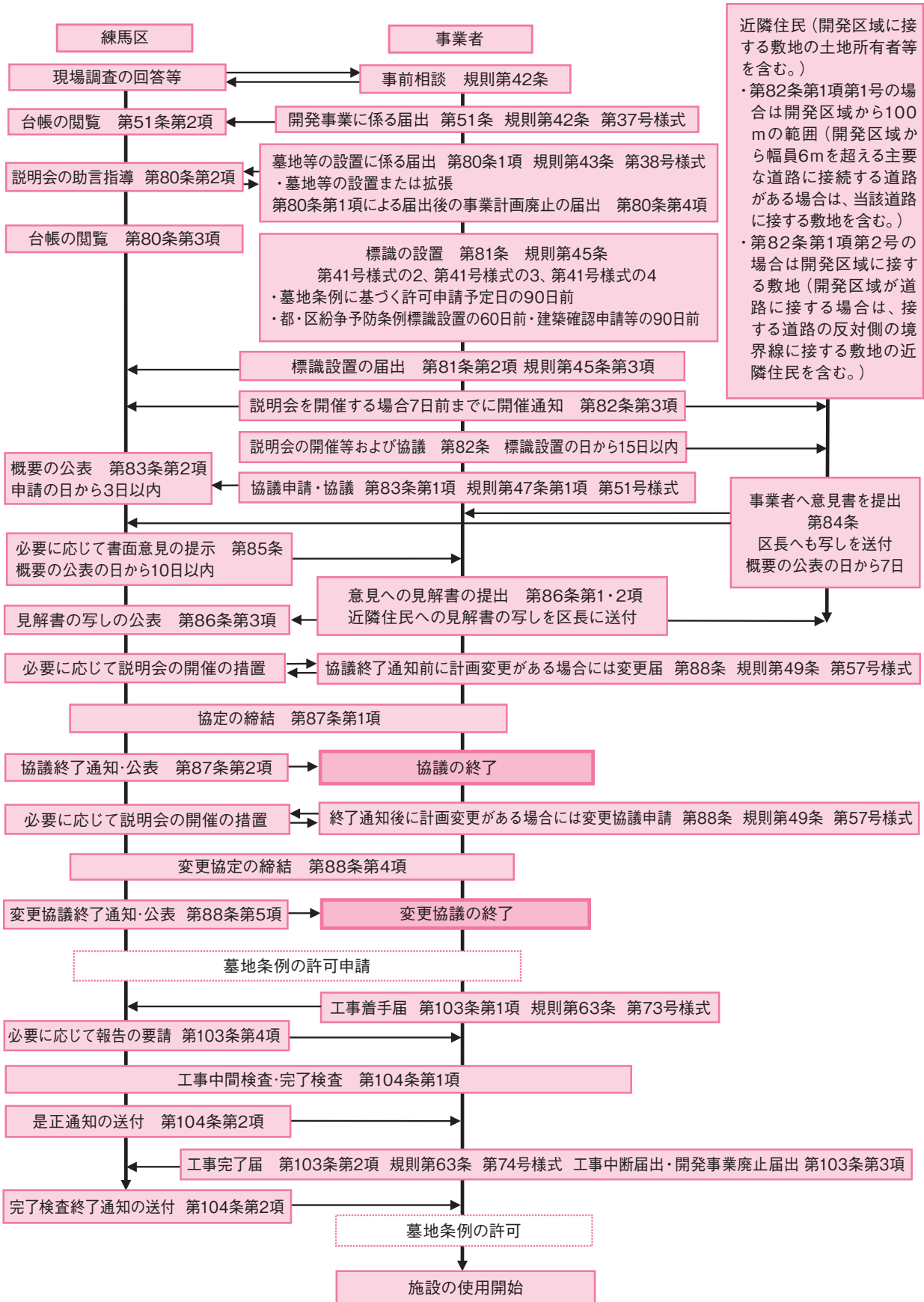


墓地等の開発調整の手続の詳細フロー



近隣住民（開発区域に接する敷地の土地所有者等を含む。）

- ・第82条第1項第1号の場合は開発区域から100mの範囲（開発区域から幅員6mを超える主要な道路に接続する道路がある場合は、当該道路に接する敷地を含む。）
- ・第82条第1項第2号の場合は開発区域に接する敷地（開発区域が道路に接する場合は、接する道路の反対側の境界線に接する敷地の近隣住民を含む。）

練馬区墓地等の経営の許可等に関する条例による手続